

令和4年度 鳥取県職員採用試験 (児童福祉司・児童指導員) 受 験 案 内

◆鳥取県総務部人事企画課◆
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁本庁舎3階
電話 (0857) 26-7034、7033
URL <https://www.pref.tottori.lg.jp/jinjikikaku/>

1 受付期間、試験日、試験会場、合格者発表日

| | |
|----------------|--|
| 受 付 期 間 | <p style="text-align: center;">令和5年2月7日(火) ～令和5年3月10日(金)</p> <p>◎ 郵便、信書便又は持参のいずれかで申し込みを行ってください。 ◎ 郵便又は信書便の場合は、3月10日(金)17:15までに到着したもの(期限までに申込先に到着したことが明確に確認できるもの)に限り受け付けます。 ◎ 持参による場合の受付時間 8:30～17:15 土曜日、日曜日及び祝日は閉庁日のため受け付けておりません。 上記の受付日・時間以外に持参されても、理由の如何を問わず受理しません。</p> |
| 試 験 日 | <p style="text-align: center;">令和5年3月18日(土)</p> <p>※応募受付後、時刻、会場をお知らせします。</p> |
| 合 格 者 発 表 日 | <p style="text-align: center;">令和5年3月29日(水) (予定)</p> |

2 募集職種、採用予定者数、職務内容、主な配属先

| 職種 | 採用予定者数 | 職務内容 | 主な配属先 |
|-------|--------|-------------------------------------|-----------------|
| 児童福祉司 | 2名程度 | 児童相談所等に勤務し、児童の養育に関する相談援助業務等に従事します。 | 児童相談所等 |
| 児童指導員 | 2名程度 | 児童相談所等に勤務し、児童指導、援助又は一時保護等の業務に従事します。 | 児童相談所、療育園、皆成学園等 |

(注1) 採用予定者数は、今後の欠員等の状況により変更になる場合があります。

(注2) 試験結果によって、採用予定者数を増減、若しくは試験合格者なしとする場合があります。

(注3) いずれの職種も「福祉職」として採用されます。上記以外に配属、業務従事する場合があります。

◆上記内容は、新型コロナウイルスの感染状況等により変更することがあります。試験に関して変更等がある場合は人事企画課ホームページでお知らせします。

○問合せ先電話番号 (0857)26-7034、7033

○人事企画課ホームページ <https://www.pref.tottori.lg.jp/jinjikikaku/>

3 受験資格

(1) 年齢要件

昭和38年4月2日以降に生まれた人

(2) 資格要件

| 職種 | 必要な資格・免許等 |
|-------|---|
| 児童福祉司 | 児童福祉法第13条第3項各号のいずれかに該当する人（採用日までに該当する見込みの人を含む） |
| 児童指導員 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第43条第1項各号のいずれかに該当する人（採用日までに該当する見込みの人を含む） |

(3) 国籍

日本国籍を有しない人については、次のいずれかに該当する人又は令和5年3月31日までに該当する見込みの人に限り受験できます。

- ・ 出入国管理及び難民認定法別表第2の上欄に掲げる永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等または定住者
- ・ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法による特別永住者

日本国籍を有しない職員は、従事する業務及び職が制限されます。

(4) 地方公務員法第16条等の規定により地方公務員となることができない人は受験できません。

- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・ 鳥取県の職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
- ・ 日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人
- ・ 地方公務員法附則（平成11年12月8日法律第151号）による経過措置としての準禁治産者

4 試験内容

児童福祉司・児童指導員（共通）

| 試験種目 | 配点 | 内容 |
|------|------|--|
| 経歴評定 | 100点 | 職務遂行に必要な経歴、専門性等について評定 |
| 論文試験 | 200点 | 〔記述式…1問（1時間）〕 公務員として必要な識見、思考力、表現力などの能力についての筆記試験 |
| 人物試験 | 500点 | 個別面接による人物、専門知識についての口述試験 |

5 合格者の決定方法

経歴評定、論文試験及び人物試験の得点を合計した得点の高い順に決定します。

なお、経歴評定、論文試験及び人物試験にはそれぞれ一定の基準があり、この基準に満たない場合は、合計得点にかかわらず不合格とします。

6 合格者の発表

合格者の受験番号を鳥取県総務部人事企画課のホームページに掲載し、あわせて県庁本庁舎の1階屋内掲示板に掲示するとともに、受験者全員に合否結果を文書で通知します。

7 試験結果の開示

この採用試験の結果については、鳥取県個人情報保護条例第19条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができます。開示の内容は次の表のとおりです。ただし、いずれかの試験において成績が設定された基準に満たなかった場合は、順位はありません。

| 開示請求ができる者 | 開示の内容 | 開示期間 | 開示場所 |
|----------------------------------|-----------------------------|-------------|--------------------------|
| 受験者本人 ※やむを得ない場合は代理人による開示ができます | 経歴評定、論文試験及び人物試験の得点、合計得点及び順位 | 合格者発表日から1月間 | 鳥取県総務部人事企画課 (県庁本庁舎3階) |

試験結果の開示の請求は、**受験者本人が運転免許証、学生証等の写真により本人であることが確認できるものを携帯して、直接開示場所へおいでください。**電話、はがき等による請求では開示できませんので注意してください。

受験者本人が、病気等やむを得ない事情により来庁できない場合は、代理人による開示請求も可能です。手続等の詳細については、鳥取県総務部人事企画課までお問合せください。

また、希望者には郵送により試験結果を通知しますので、**通知を希望する受験者は、試験日当日に、84円切手を貼った受取先明記の通知用封筒〔長形3号(12.0cm×23.5cm)〕を持参してください。**試験日当日に通知用封筒を持参しなかった場合は、郵送による開示請求はできません。

8 採用予定時期及び条件

(1) 採用予定時期

令和5年5月から6月頃

※合格発表日から令和6年4月1日までの間で採用候補者の資格取得状況等を考慮して決定します。

(2) 給与

ア 初任給(月額)

児童福祉司・児童指導員(共通)

大学(4年制)卒:191,700円

※児童福祉司・児童指導員等として一定の職歴等がある人は、その経歴に応じて所定の金額が加算されます。

※大学院修了などの学歴がある人は、これより高い額になります。

イ 昇給

原則として毎年1回、4月1日に行われます。

ウ 諸手当

扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、時間外勤務手当などが、それぞれの条件に応じて支給されます。

※令和5年4月1日現在。採用時まで給与改定等があった場合は、それによります。

(3) 休日・休暇

週休2日、年次有給休暇(20日/年、翌年繰越制度あり)

特別休暇(夏季休暇、生理休暇、子の看護休暇、産前・産後休暇等)

(4) 勤務場所における受動喫煙防止措置等

敷地内禁煙(屋外に喫煙場所設置の場合あり)

9 受験申込手続

| | |
|--------|--|
| 提出書類 | <p>申込書 1部・・・受験申込書裏面の申込書記載要領をよく読んで必要事項を記入の上、提出してください（履歴書、資格証明書等は申込時には不要です）。</p> <p>返送用封筒 1通・・・受験票を郵便により返送するため、84円切手を貼り、受験票の受取先を明記した封筒〔長形3号（12.0cm×23.5cm）〕をあわせて提出してください。</p> <p>経歴調書 1部</p> |
| 申込先 | <p>鳥取県総務部人事企画課 所在地：鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁本庁舎3階 電話(0857)26-7034、7033 [持参により申し込む場合] 上記へ直接ご持参ください。 [郵便又は信書便で申し込む場合] あて先：〒680-8570 （県庁専用郵便番号のため、郵便の場合は住所の記載は不要です。） 鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部人事企画課 ※封筒の表に赤字で「職員採用試験受験」と記載してください。 ※郵便の場合、簡易書留などによるのが確実です。 （郵便局又は信書便事業者で交付される受領証等は、受験票が届くまで大切に保管しておいてください。）</p> |
| 受験票の交付 | <p>受験票は、提出いただいた返送用封筒により、後日郵送しますが、3月15日（水）までに到着しないときは、鳥取県総務部人事企画課に直接お問合せください。</p> |

※身体に障がいのある方で、車イス使用など試験時に一定の配慮が必要な場合は、申込時に必ずお知らせください。

10 試験に関する注意事項

- (1) 試験当日は、必ず試験開始時刻までに試験会場に入室してください。遅刻者は受験できません。
- (2) 受験の際は、受験票及び筆記用具（HB又はBの鉛筆、消しゴム）を持参してください。
- (3) 試験会場には時計がない場合があります。時計を持参される際は、計算機能等のない計時機能だけのものに限りしますので注意してください。なお、受験中は携帯電話の電源を切っていただきますので、携帯電話を時計として使用することは一切認めません。
- (4) 試験会場へは、公共交通機関等を利用してお越しください。
- (5) 新型コロナウイルス感染症防止対策に御協力をお願いします。当日は、各自マスク（原則として無地のもの（製造者、販売者の表示は可））を着用してください。

11 個人情報の取扱い

本試験の実施に際して収集した個人情報については、採用試験及び採用に関する事務以外には利用しません。

<参考>日本国籍を有しない職員の任用について

- 1 日本国籍を有しない職員は次の業務及び職には就くことができません。

[代表例]

①公権力の行使に該当する業務

- (1) 許可、認可、免許等処分に関する事務（漁業取締、各種許可、建築確認等）
- (2) 報告の徴収、検査に関する事務（保健医療機関等に関する報告の徴収、立入検査等）
- (3) 県税の賦課決定、徴収、滞納処分に関する事務
- (4) 補助金・交付金の交付、貸付金の貸付けの決定に関する事務
- (5) 審査請求に対する裁決に関する事務
- (6) そのほか、個人、法人、その他の団体の権利義務に直接具体的な効果を及ぼす事務

②公の意思形成への参画に携わる職

当県行政について、企画、立案及び決定に参画する職とし、本庁課長以上の職、地方機関の長などです。ただし、専ら団体指導の業務に従事する職は除くものとします。

- 2 日本国籍を有しない人で、採用時に就職に制限のない在留の資格を有していない人は、採用されません。

【参考】任用資格

■児童福祉司の任用資格

児童福祉法第13条第3項

児童福祉司は、都道府県知事の補助機関である職員とし、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、任用しなければならない。

- 一 都道府県知事の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者
- 二 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）であつて、厚生労働省令で定める施設において一年以上相談援助業務（児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務をいう。第七号において同じ。）に従事したもの
- 三 医師
- 四 社会福祉士
- 五 精神保健福祉士
- 六 公認心理師
- 七 社会福祉主事として二年以上相談援助業務に従事した者であつて、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの
- 八 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であつて、厚生労働省令で定めるもの

■児童指導員

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第43条第1項

児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- 二 社会福祉士の資格を有する者
- 三 精神保健福祉士の資格を有する者
- 四 学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。次号において同じ。）において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 五 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者
- 六 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 七 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 八 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの
- 九 教育職員免許法に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であつて、都道府県知事が適当と認めたもの
- 十 三年以上児童福祉事業に従事した者であつて、都道府県知事が適当と認めたもの